

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続で、マイナンバーの利用が始まります。

こんな場面で、あなたも**マイナンバー**を使います。

学生



- アルバイトの勤務先に
- 奨学金の申請時に
- 勤労学生の控除手続に

主婦・保護者



- パート・アルバイトの勤務先に
- 出産育児一時金や育休の申請時に
- 児童手当の申請時に

従業員



- 扶養控除等(異動)申告書など会社に提出する税務関係書類に
- 健康保険や雇用保険、年金などの手続に

高齢者・障害者など



- 年金給付の手続に
- 福祉や介護の手続に
- 災害時の支援利用時に

外国人



- 中長期在留者や特別永住者などの外国人も税や社会保障等の手続でマイナンバーを使います。

ずっと
使うから
大切にね!



- マイナンバーを使う手続は法令で定められています。
- マイナンバーを使う手続では、身元確認書類による本人確認も行うため、マイナンバーだけで足りずまじはできません。

マイナンバーのお問合せは

新設

マイナンバー
総合フリーダイヤル

0120-95-0178 (無料)

平日 9:30～22:00
土日祝 9:30～17:30
※年末年始を除く

- 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、
通知カード・個人番号カードについては **050-3818-1250** におかけください。
その他のお問合せについては **050-3816-9405**

マイナンバーについて詳しくは

マイナンバーに便乗した不正な勧誘や情報取得などにご注意ください。

役所や公の機関の職員が自宅を訪問したり、電話をすることはありません。お金を求めることもありません。

あやしいなと思ったら

- 📞 消費者ホットライン **188** (お近くの消費生活相談窓口をご案内します。)
- 📞 警察相談専用電話 **#9110** 又は最寄りの警察へ